

**ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書**

地方自治法第99条の規定により衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣に対し、別紙のとおり意見書を提出する。

平成26年6月24日

提出者 福祉文教委員長 山 崎 勝

## ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者は合計350万人以上と推定され、肝炎対策基本法や、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法でも確認されているとおり、国の法的責任は明確である。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているB型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上る。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（身体障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

一方、平成23年12月に制定された特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされたが、国は、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日多くの方々が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もならない課題である。

よって、青梅市議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。

### 記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月24日

東京都青梅市議会

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
厚生労働大臣	田村憲久殿